

第4章 良好な景観づくりに関する方針

(景観法第8条第3項)

良好な景観づくりは、多様な主体がそれぞれの役割に応じ、積極的に取り組むべきものであり、具体的な取組方針を共有し、実践していくことが必要です。

また、景観づくりは、地域を見つめ直すきっかけとなり、地域の将来像を考える第一歩となるとともに、新たなまちづくり活動を育み、地域の活性化へとつながります。

このため、地域の個性を活かした施策の実施にあたっては、地域の実情を十分把握し、住民に最も近い立場にある市町が中心となって取り組むことが必要ですが、現在、景観条例を制定している県内の市町は少なく、県内の全ての市町が直ちに景観行政団体になることは、当分の間、難しいことが予想されます。また、良好な景観づくりには、広域的な視点が必要です。

そこで、県は、地域や市町の自主性、自立性を尊重し、役割分担を踏まえつつ、市町の景観づくりを支援・補完するとともに、広域的な視野に立った良好な景観づくりに関する施策を実施していきます。

1 地域が主体となる景観づくりの方針

(1) 日常生活の中での視点

私たちは、日常の生活の中で何かを決めたり行動したりする時、個人の好みや経済性、機能性を優先してしまうことが多く、その結果、例えば、地域の美しい田園景観になじまない派手な色彩の建築物や広告物が林立するなど、地域のかげがえのない景観を損ねていることがあります。

良好な景観を将来に向けて守り育てていくためには、「良好な景観は県民の共通の資産である」という意識を持つことが必要です。

良好な景観づくりは、「特別なこと」を行ったり、「わざわざする」ことだけではなく、県民一人ひとりが日常生活の中で、美しさへの意識を持ち、身近なことから始め、継続していくことが、美しく誇りある地域の景観づくりにつながっていきます。

また、良好な景観は、地域の方々によるまちづくり活動などの継続によりつくられるものも多く、今日優れた景観として地域の誇りとなっているものもあります。

このように、県民一人ひとりが美しさへの意識を持ち、身近なことから始め、継続していくことが重要です。

(2) 「感性」を育む視点

景観づくりには、自然的景観や歴史・文化的景観など「美しいもの」を「美しいと感じる」ことができる「感性」を持つことが大切です。

また、美しい生活空間を意識することにより、心にゆとりや豊かな気持ちが生まれ、「感性」が磨かれていきます。

このような「感性」を持つことができるようになるには、子供の頃から、様々な体験の中で「美しいもの」を見て、感じ、身につけていくことが大切です。

このため、県民一人ひとりが日常の生活の中で、美しい景観を美しいと感じることができる「感性」を育む環境などを整えていく必要があります。

(3) 良好な景観を損ねているものへの対応

豊かな自然や歴史・文化的景観、日常の生活空間の景観を損ねているものとして、「放置されているゴミ」「電線、電柱、鉄塔」「汚れた川、池、溝」「看板広告」等があげられます。景観づくりにおいて、これらを除去することは、良好な景観の保全や創出と並び、有効な手段の一つですが、その中には県民の生活には必要不可欠な機能を有しているものもあるため、容易に除去することができないという側面もあります。

このため、良好な景観づくりを進めるには、地域のルールをつくり、県民一人ひとりが日常生活のなかで守るべきマナーの向上に努めるとともに、良好な景観を損ねているものの除去や修景などに早期に取り組む必要があります。

(4) 地域が主役の景観づくり

良好な景観は、地域の人々の日常の生活やまちづくり活動などの中からつくられるものも多く、地域が主役となって、市町がそれらの活動を支援し、協働する景観づくりを行うことが必要になります。

このため、良好な景観づくりに向けた活動や事業が、地域と市町との協働により行われるよう支援していく取組が必要です。また、地域の良好な景観を保全していくためには、地域の特性に配慮したルールを協働によって定めていくことも必要です。

2 広域的な視野にたった景観づくりの方針

(1) 広域的な景観づくり

県内には、山並み、森林、河川、海岸線、道路など複数の市町にわたる広域的な景観がみられます。

このため、これらの良好な景観づくりにあたっては、国、県、市町、NPO等が連携し、必要に応じ景観協議会などの制度を活用するなどの取組が必要です。

特に、南北に縦断する国道23号及び国道42号、それと平行する鉄道を基幹とするエリア、東西に横断する国道1号及び国道25号を基幹とするエリアは、伊勢神宮参詣のための伊勢街道や世界遺産リストに登録された熊野古道、広域的な街道である東海道等があり、その沿道には歴史的なまち並みや数多くの名所・旧跡等がみられ、先人たちから受け継いできた伝統・文化が培われてきています。

これらのエリアには、多くの人々が住み、県民の日常生活の中で最も身近な景観づくりの場であるとともに、本県への来訪者が、本県の第一印象を感じる重要な「おもてなしの場」ともいえます。

このため、県土の広域的な視点にたった良好な景観づくりにあたっては、これらのエリアの特性を考慮した取組が必要です。

(2) 行政間の連携

市町は、それぞれの景観づくりの内容が整合するものとなるよう相互に連携することが必要であり、県は、このような連携が促されるよう「広域的な調整」という役割を果たしていきます。

また、景観行政団体として景観計画を策定する市町は、三重県景観計画との整合を図ることも必要です。

(3) 眺望景観の保全

県内には、鈴鹿山脈や布引山地などから伊勢平野や伊勢湾の眺望、志摩半島の朝熊山などから美しいリアス式海岸の眺望、上野盆地における四方の山々の眺望、沿岸部から雄大な熊野灘への眺望など、美しい景観を望める場所が数多くあります。

また、市街地には城跡などから望む市街地のまち並みや瓦屋根の景観が、その都市の持つ長い歴史や伝統文化を彷彿させ、地域の誇りとなる景観を楽しむことができます。

このため、広域的な視点に立ち、県、市町、県民等が連携し、眺望景観の保全に配慮した取組が必要です。

3 公共事業や公共施設の整備における景観づくりの方針

公共事業や公共施設の整備については、地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、その実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとします。

4 景観づくりに向けた県の推進方策

良好な景観づくりに向けて、県民等や市町が主体的に景観づくりを進めていくことができるよう施策を示します。(第5章 県の推進方策)

- 地域が主体となる景観づくりに向けた支援
- 良好な景観づくりのための制度や手法の活用
- 公共事業等における良好な景観づくりの推進
- 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

5 類型別方針

(1) 基本的な考え方

かつて、大和の国が日本の中心であった頃、その東側に位置する伊勢の国は、「美し国」とよばれていました。それは、大和の国が四方を山々に囲まれていることから、東の伊勢の国は、風光明媚で温暖な気候をあわせもち、海の幸に恵まれた土地であり、また、海から昇る朝日（太陽）に畏敬の念を抱いていたからだといわれています。

そして、この伊勢の地に神宮が祀られ、天皇家の行幸や庶民の参詣が盛んに行われるなど、憧れの地となりました。

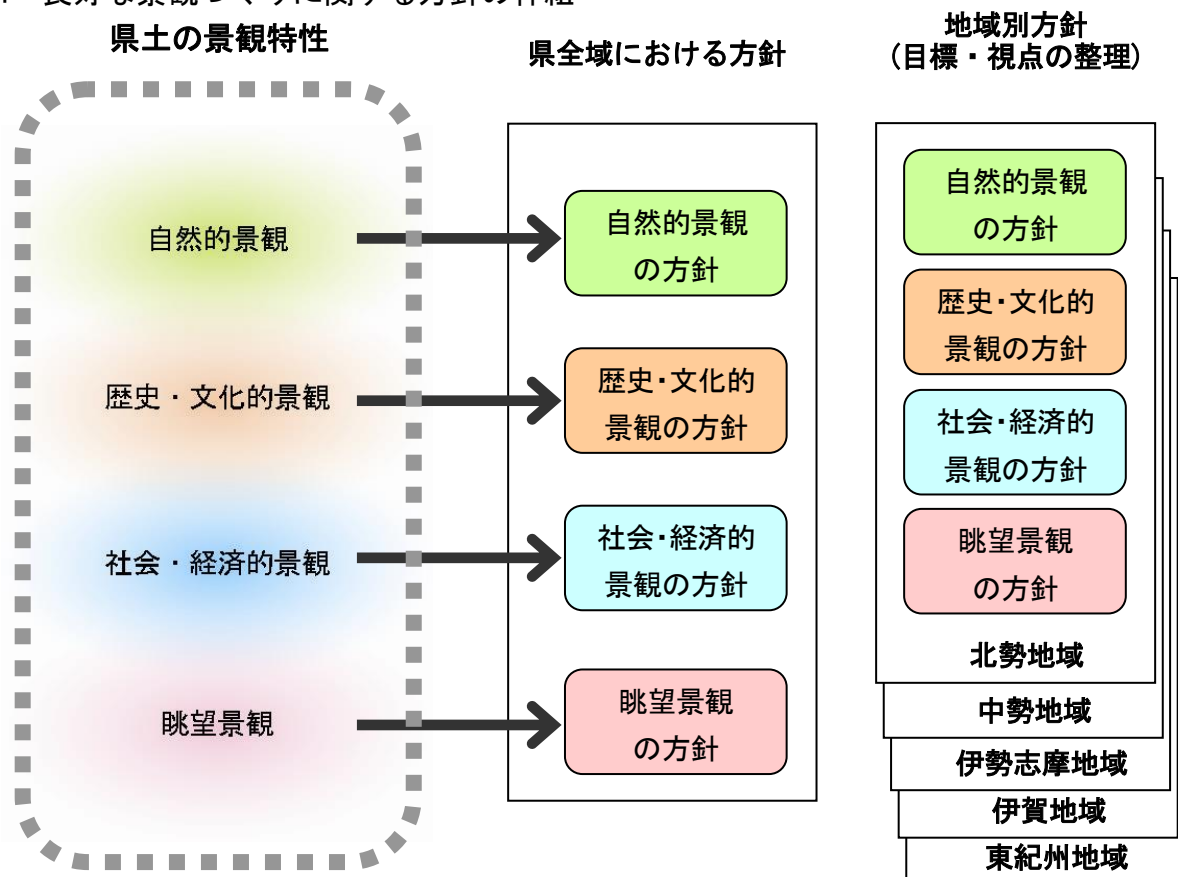
このように、海と伊勢神宮は、県土の景観の重要な要素となっています。

三重県には、「美し国」に象徴される風光明媚な自然的景観に加え、伊勢神宮参詣のための街道や宿場町、先人たちにより培われ、育まれてきた歴史・文化的景観、街道筋に発達した都市、産業などの社会・経済的景観が、長い年月を経る中で積み重なり、現在の県土の景観を構成しています。また、県内には、日常生活のなかで心に癒しや安らぎをもたらす眺望景観や観光立県三重にふさわしい雄大な眺望景観などが数多くあります。

このため、三重県の4つの景観特性である「自然的景観」「歴史・文化的景観」「社会・経済的景観」「眺望景観」について、良好な景観づくりの方針を示します。

県民等においては、これら地域の景観特性や方針を認識し、景観づくりの際に配慮することが必要です。

図 34 良好な景観づくりに関する方針の枠組



(2) 類型別方針の構成

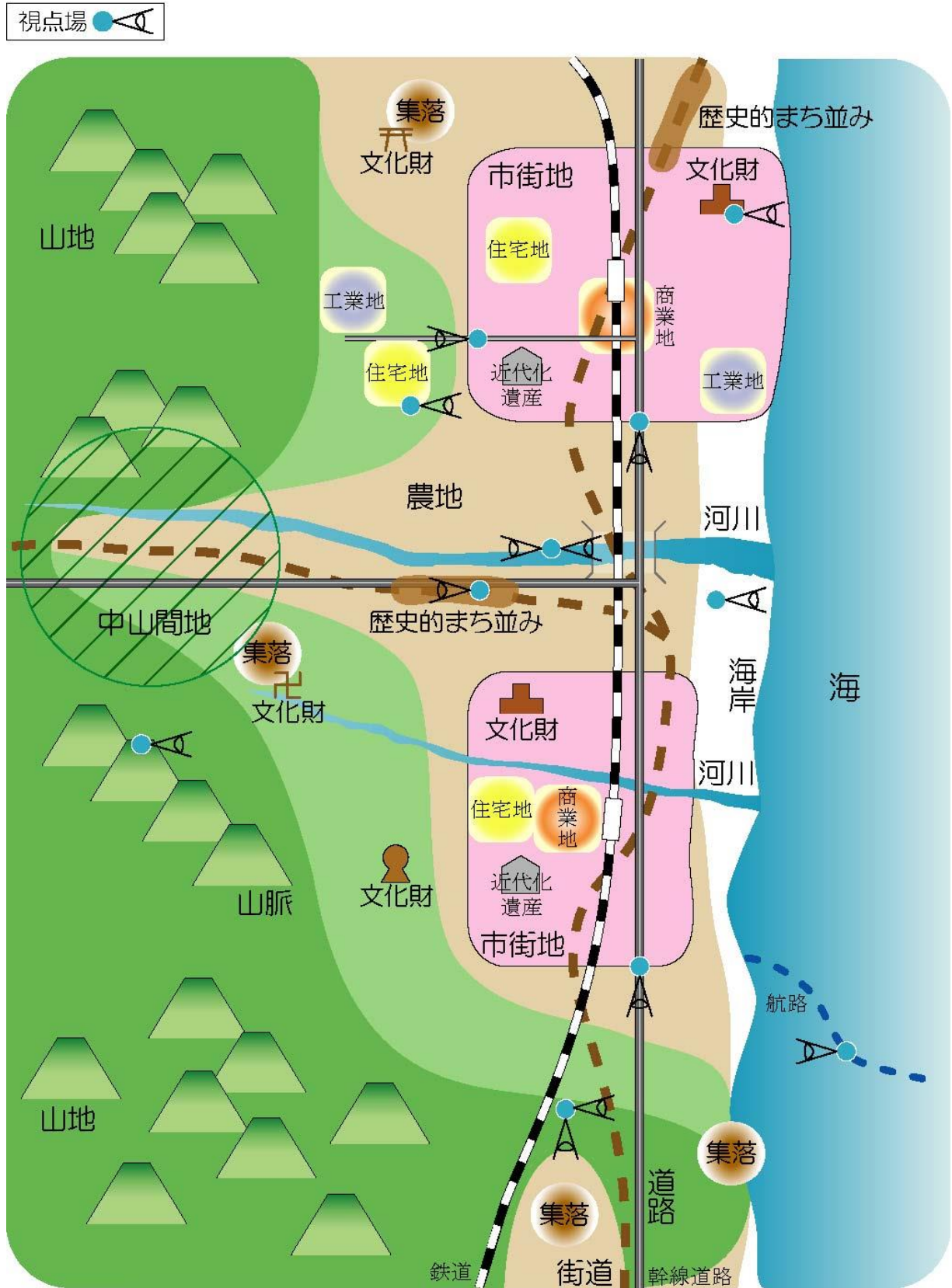
三重県の自然的景観や、歴史・文化的景観、社会・経済的景観に関する良好な景観づくりに向けては、地域の景観を特徴づける基本的な要素や良好な景観づくりにおいて重要と考えられる景観のまとまり等により、次のとおり類型区分し、それぞれの構成要素別に方針を示します。

表7 良好な景観づくりの方針に関する類型区分

類型	類型区分の考え方	構成要素
自然的景観	<p>三重県の自然的景観は、地形等の状況から、その大部分が森林景観を含む山地、山脈、なだらかな起伏の規模の小さな山々、平野部に広がる農地や河川、海、海岸などから構成されています。</p> <p>また、山麓部などにおいては、地形的にまとまった平坦な農地が少なく、傾斜地と森林が多くの面積を占める中山間地がみられます。</p>	<p>「山地・山脈」</p> <p>「中山間地」</p> <p>「農地」</p> <p>「河川」</p> <p>「海・海岸」</p>
歴史・文化的景観	<p>三重県の歴史・文化的景観は、街道、歴史的まち並み、集落、文化財などで構成されており、先人が交易や交流の中で地域活力と文化を育み、現代に続く県土をつくり上げる社会的な基盤であるとともに、県民共通の資産であり、これらが地域の景観を特徴づける要素になっています。</p>	<p>「街道」</p> <p>「歴史的まち並み・集落」</p> <p>「文化財等」</p>
社会・経済的景観	<p>三重県の社会・経済的景観は、市街地(住宅地、商業地、工業地等)とそれらを結ぶ道路などから構成され、景観づくりを担う多くの人々が住み、また人々の往来、物流のための基本的な基盤となっています。</p>	<p>「市街地」</p> <p>(住宅地、商業地、工業地)</p> <p>「道路」</p>
眺望景観	<p>県内の道路や河川の橋梁などからは、日常的に海や山並みなどの眺望が楽しめ、心に癒しや安らぎを与えてくれます。</p> <p>これに加えて、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっています。</p>	

図 35 類型区分のイメージ

三重県全域または各地域



(3) 類型別方針

① 自然的景観の方針

ア 山地・山脈

三重県の山地・山脈は、伊勢平野などから眺望できる美しい山並み、リアス式海岸にせまる起伏に富んだ山々、盆地を囲む山々など、地域の景観の背景となり、広葉樹の新緑や紅葉、針葉樹の深い緑などとともに地域固有の景観を特徴づけています。

また、山地・山脈は、古くから人々の暮らしを支え、地域の産業を育むなど、本県にとってかけがえのないものとなっています。

このため、山地・山脈や森林景観の保全に努めるとともに、これらから平野や海への眺望を保全し、美しい山並みや山々の特徴を生かした景観づくりを進めます。

イ 中山間地

三重県の山麓部や山間部、あるいはわずかな平地で構成される熊野灘に面した海岸部は、傾斜地が面積の多くを占めていることから、まとまった農地は少なく、森林や棚田などに代表される自然的景観がみられ、郷土に対する愛着や親しみを感じさせてくれる貴重な景観となっています。

このため、森林や農地などの保全や、背景の山並みへの眺望を保全するとともに、これまで培われてきた地域の誇りある伝統・文化を継承し、活かすことのできる景観づくりを進めます。

ウ 農地

三重県の農地の多くは、伊勢平野や上野盆地における平坦地に多くみられ、農業を通して人と自然が共存し、育んできた景観であり、身近に豊かな自然を体感できる景観となっています。

このため、人と自然の共存により育んできた農地を保全し、田園景観やその背景となる山並みへの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

エ 河川

三重県の河川は、かつて木曾三川、雲出川、勢田川^{せたがわ}などでの舟運^{しゅうん}や、宮川、熊野川での船参宮^{ふなさんぐう}など、その豊かな流れとともに地域の文化や産業を育んできました。そして、これらの河口部周辺に市街地が形成されたところも少なくありません。また、上流域では、美しい渓谷などの景勝地がみられます。

現在でも、その美しい溪流や雄大な流れは地域に潤いとやすらぎを与えるとともに、農業用水や工業用水など社会経済活動を支える重要なものとなっています。

このため、河川の清流化に努めるとともに、豊かな河川の景観を保全し、河川からの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

オ 海・海岸

三重県の海岸線は、伊勢湾と熊野灘に面しており、内海のおだやかさと外海の荒々しさを持ち、地域の個性ある景観を特徴づけています。

海では、古くから漁業が営まれており、近年盛んに行われている魚介類や海草の養殖による筏や海苔ひびなどの景観がみられます。海岸部では、自然豊かな景勝地や漁港、漁村集落などが多くみられます。

また、舟運が古くから栄え、現在でも渥美半島や知多半島への航路があり、加えて中部国際空港への海上アクセスルートができるなど、海から県土を眺望する機会も増えつつあります。

このため、海岸部の景観や海岸部などから海への眺望、あるいは海からの眺望を保全するとともに、漁港や漁村、海苔ひび、養殖筏など地域の産業と調和した景観づくりを進めます。

② 歴史・文化的景観の方針

ア 街道

三重県の街道は、ほとんどが伊勢神宮への参詣の道として成立したものであり、歴史的に日本全国から伊勢をめざして多くの人々が歩いてきたことから、現在でも宿場町、追分などを原形とした歴史的まち並みや数多くの名所が残っています。また、地域の住民等により、祭りなどの伝統・文化が継承されています。

このため、街道を景観づくりの軸として活かし、地域の住民等によるまちづくり活動と一体となった地域の誇れる景観づくりを進めるとともに、周囲の歴史的景観と調和した道路舗装や無電柱化を進めることとします。また、地域のシンボルとなるものへの眺望や、街道を見通して背景となる山並みへの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

イ 歴史的まち並み・集落

三重県内には、平入り、妻入りなどの特徴をもつ歴史的なまち並みが城下町や街道沿いにみられ、また、家並み・屋敷林・榎垣などが調和した美しい集落が農村や漁村などで多くみられます。

これらのまち並みや集落は、先人たちが暮らしの中で培い現代まで継承してきた地域の伝統・文化を垣間みることのできる貴重な景観となっています。

このため、歴史的まち並みや集落において受け継いできた伝統・文化を次世代へ引き継ぐとともに、地域の誇りある景観や地域のシンボルとなるものを保全し、活かす景観づくりを進めます。

ウ 文化財等

三重県内には、国・県・市町に指定された文化財が多く存在し、城跡や神社・仏閣等に代表される建造物や街道沿いの豪商家、武家屋敷、地域の景観を特徴づける樹木など、地域の歴史文化、伝統を県民や来訪者に伝える景観資産となっています。

また、明治維新以降の近代化を支えた産業、土木、交通に関する建造物などの近代化遺産の中には、風格を備えたものが各地に残されています。

このため、これらの文化財や近代化遺産を、県民や地域が共有すべき資産であると再認識し、適切な維持管理による保存を図るとともに、地域づくりやまちづくりに活用していきます。

③ 社会・経済的景観の方針

ア 市街地(住宅地、商業地、工業地)

三重県の都市の多くは、街道沿いの宿場町や城下町を核にして形成された市街地を原形としています。

また、鉄道や道路網の発達により、駅前や幹線道路を中心に新しい市街地が形成されています。

市街地の景観は、日常の生活の中でみられる最も身近な景観であるため、市街地の景観が地域固有の「顔」としてふさわしいものとなるよう、駅前空間、商業地、住宅地、工業地など、各々の特徴を活かし緑を増やすなど、潤いのある景観づくりを進めます。

また、市街地には周辺の田園、まち並みを見通してその背景となる山並みへの眺望が楽しめる場が存在するため、これらへの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

住宅地においては、最も身近な景観づくりの場であることを認識し、個々の住宅における緑化の推進や、潤いのある美しいまち並みづくりへの配慮などによる、親しみと誇りの持てる景観づくりが大切です。

商業地においては、賑わいのある空間を演出するとともに、特に通りに面する低層部においては歩行者に配慮し、まち並みの連続性やゆとりある空間を確保するなど一体感のある沿道の景観づくりが大切です。

工業地においては、敷地規模が大きく、景観に大きな影響を与える可能性があるため、周辺の景観に配慮した敷地利用や外構の緑化による修景に配慮した景観づくりが大切です。

イ 道路

道路は、人々の往来、物流のための最も基本的な基盤であるとともに、周辺の景観への眺めを楽しめる場となり、また、道路等の構造物は、地域の景観に大きな影響を与えます。

このため、周囲の景観に配慮した道路構造物や付属物の整備を行うとともに、市街地における道路改築時には街路樹による緑化や電線類の地中化に努め、地域のシンボルとなる山並みや建造物などへの眺望を確保するなど、地域の良好な景観に配慮した景観づくりを進めます。

また、田園地帯を通る道路では、大規模な商業・サービス施設などや屋外広告物等が建ち並び、周辺の景観との調和を損なうことがあります。

このため、周辺の田園と調和した景観づくりに配慮するとともに、道路からの山並みや海などの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

④ 眺望景観の方針

山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸や河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めを楽しめる場所や対象が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっており、また、日常生活を過ごすうえでも心に癒しや安らぎを与えてくれる貴重なものとなっています。

このため、視対象の保全や視対象周辺の環境に配慮していくとともに、視点場からの見通しや視対象となる遠景に配慮した景観づくりを進めます。

6 地域別方針

地域別の方針については、地域の特徴を詳細に把握し、それをふまえ、定めることが大切です。本景観計画においては、地域区分の考え方にに基づき、県土を5地域に区分し、各地域における良好な景観づくりに向けて参考となるよう、地域ごとに景観づくりの目標と重要となる視点を示します。

(1) 北勢地域

○目標

県内最大の都市機能、工業集積地にふさわしい景観づくりと、東海道の歴史的なまち並みや鈴鹿山脈、木曾三川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・鈴鹿山脈や養老山地などの雄大な自然への配慮と調和。
- ・森林景観や山麓などの茶畑、花木畑や伊勢平野に広がる田園など、地域の産業によりつくられてきた景観の保全。
- ・木曾三川河口部の歴史ある緑豊かな自然や水郷景観の保全。
- ・伊勢湾沿岸の「白砂青松」の景観と、「海苔ひび」などに代表される地域の産業との調和。

○歴史・文化的景観

- ・東海道、伊勢街道などの宿場町や城下町、門前町その他、木曾川下流域の輪中地区などにおける歴史的なまち並みや集落の保全。
- ・関宿伝統的建造物群保存地区周辺の地区等における歴史的なまち並みへの配慮。
- ・桑名市の六華苑ろっかえんや旧諸戸家ちしやくようすいその他、四日市市の智積養水など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。

○社会・経済的景観

- ・主要な都市の市街地における緑豊かで潤いのある景観づくり。
- ・工業地や港湾地区などでの敷地内の緑化による人の生活と産業との調和。
- ・郊外部における工業団地の緑化による周辺の景観への配慮。
- ・まとまりのある良好な住宅団地の景観への配慮。
- ・郊外や幹線道路沿道の土地利用における周辺の自然環境などとの調和。

○眺望景観

- ・鈴鹿山脈や養老山地の雄大な山並み、木曾三川や伊勢湾の広がりのある眺望に配慮。

(2) 中勢地域

○目標

行政、教育、文化の中心都市にふさわしい景観づくりと、城下町、街道の歴史的なまち並みや高見山地、櫛田川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・高見山地や布引山地など山間部への眺望景観の保全。
- ・中山間地から平野部に続く、森林や茶畑、田園景観の保全。
- ・雲出川、櫛田川、宮川などの豊かな流れと溪流や溪谷、ダム湖周辺の自然景観の保全。
- ・伊勢湾沿岸の美しい砂浜の保全。
- ・松阪沖の「海苔ひび」など地域の産業と調和した自然景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・伊勢街道、和歌山街道などの宿場町や追分、城下町周辺地区などの歴史的なまち並みの保全。
- ・農村の原風景を残している集落などの景観の保全。
- ・斎宮跡や丹生大師などの地域の文化財や近代化遺産を活かす。

○社会・経済的景観

- ・地域内の主要都市における、三重県の行政、教育、文化の中心地にふさわしい、賑わいのある都市の景観づくり。
- ・郊外部における工業団地の緑化による周辺の景観への配慮。
- ・まとまりのある良好な住宅団地の景観への配慮。
- ・郊外や幹線道路沿道の土地利用における周辺の自然環境などとの調和。

○眺望景観

- ・布引山地や高見山地などへの眺望や、伊勢湾などへの眺望に配慮。

(3) 伊勢志摩地域

○目標

伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、美しいリアス式海岸への眺望や宮川などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・伊勢神宮の神宮林を含む紀伊山地の山々や森林景観の保全。
- ・宮川・大内山川などの豊かな自然景観の保全。
- ・山麓部の果樹園の景観や平野部のまとまった田園景観の保全。
- ・熊野灘沿岸の島々やリアス式海岸の景観の保全。
- ・「養殖筏」や「海苔ひび」などに代表される地域の漁業と調和した自然景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・伊勢神宮を中心とした景観づくり。
- ・伊勢神宮や伊雑宮、瀧原宮いざわのみや たきはらのみやなどの伊勢神宮に関わる多くの歴史・文化的資産を活かす。
- ・河崎地区など歴史的なまち並みの保全。
- ・熊野灘沿岸に点在する港や漁村景観の保全。
- ・伝統文化を受け継ぐ集落や周辺の緑と調和した美しい農村景観の保全。
- ・熊野街道沿いの田丸城跡や熊野古道ツヅラト峠など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。

○社会・経済的景観

- ・伊勢志摩国立公園にふさわしい水と緑の豊かな都市の景観づくり。
- ・観光施設やホテル、保養所などの観光リゾートの拠点地区における周囲の豊かな自然との調和。
- ・幹線道路沿道における周辺の自然や歴史的景観との調和。
- ・郊外部のまとまりのある住宅団地の良好な景観への配慮。

○眺望景観

- ・伊勢神宮周辺の山々や英虞湾あごなどへの眺望に配慮。
- ・伊勢志摩スカイラインやパールロードから伊勢志摩国立公園の雄大な自然景観への眺望に配慮。

(4) 伊賀地域

○目標

城下町とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、四方の山々への眺望や山麓部などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・周囲の山並みや高原及び森林景観の保全。
- ・木津川や名張川の他、溪谷などの景観の保全。
- ・平地部の田園景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・伊賀街道、初瀬街道や、城下町周辺地区の歴史的なまち並みの保全。
- ・伊賀上野城や伊聖殿など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。
- ・歴史的な水路の清流化と保全。
- ・農村集落における、周囲の緑にとけ込み落ち着いた景観の保全。

○社会・経済的景観

- ・主要都市における中心市街地の歴史的な都市構造への配慮。
- ・緑豊かな潤いのある都市景観づくり。
- ・名阪国道などの幹線道路周辺に立地する工業団地や住宅団地などにおける、周辺の緑や山並みなどへの配慮。

○眺望景観

- ・上野盆地の平地部や名張川、木津川などの河川から、周囲の布引・信楽・笠置・室生山地の山々の眺望に配慮。

(5) 東紀州地域

○目標

世界遺産・熊野古道にふさわしい景観づくりと、雄大な熊野灘への眺望や紀伊山地などの自然に配慮した景観づくりを進めます。

【景観づくりの視点】

○自然的景観

- ・紀伊山地の山々など森林景観の保全。
- ・熊野川などの豊かな自然景観の保全。
- ・山間部の丸山千枚田などの棚田や丘陵地の果樹園などの景観の保全。
- ・熊野灘沿岸の七里御浜の海岸線など景勝地の景観の保全。

○歴史・文化的景観

- ・地域の歴史が刻まれた山地部の熊野古道の景観の保全。
- ・市街地部の熊野古道沿いの歴史的なまち並みの景観づくり。
- ・赤木城跡や海山郷土資料館など、地域の文化財や近代化遺産を活かす。
- ・石垣が特徴的な農山村集落の景観の保全。
- ・民家が階段状に連なる漁村集落の景観の保全。

○社会・経済的景観

- ・主要都市における、熊野古道や海を意識した市街地の景観づくり。
- ・新たな産業に伴う企業の立地などにあたっての周辺の自然環境への配慮。
- ・整備が予定されている高速道路や主要な道路における沿道の修景や緑化、熊野灘や紀伊山地への眺望の配慮。

○眺望景観

- ・世界遺産・熊野古道からの眺望に配慮。
- ・国道 42 号など主要道路から熊野灘への眺望に配慮。